

「借受希望者の募集について **公募**」

(事業主体 公益財団法人北海道農業公社)



北海道農業公社が農地中間管理機構に指定され、農地中間管理事業を実施します。

農地中間事業とは？

農地の貸付希望者から農地中間管理機構が農地を借り受けて、借受希望者へ農地を貸付する事業です。

借受希望者の募集について(公募)

農地の借受希望者(認定農業者等の地域の担い手の方が対象)は、あらかじめ農地中間管理機構へ登録する必要があります。

詳細等につきましては、公益財団法人北海道農業公社もしくは、新ひだか町役場農政課までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

公益財団法人北海道農業公社農地中間管理事業部農地中間管理事業課

TEL 011-252-7025 FAX 011-271-3776

ホームページアドレス <http://www.adhokkaido.or.jp>

新ひだか町役場農政課 静内庁舎 TEL 0146-43-2111

三石庁舎 TEL 0146-33-2111

※農地中間管理機構(農地集積バンク)について (農林水産省ホームページより抜粋)

平成25年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立し、12月13日に公布されました。

この法律は、我が国農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設するとともに、機構の設立にあわせ、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講じるものです。